

機動鑑識隊の運用要領について（例規）

最終改正 平成13.3.6 例規務第3号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

（概要）

この通達は、現場鑑識活動の効率化と徹底を図るため、機動鑑識隊の任務、編成、勤務等運用要領を定めたもので、昭和57年2月2日から実施しています。